

法律名：内航海運業法

1. 案内情報

- 手続名 : 内航海運業者である法人の合併の認可
手続根拠 : 内航海運業法第 14 条第 2 項
手続対象者 : 内航海運業者（許可事業者）
* ただし、内航海運業者である法人と内航海運業者でない法人が吸収合併する場合において、内航海運業者である法人が存続する場合は不要
- 提出時期 : 内航海運業者が合併をしようとするとき
提出方法 : 合併認可申請書を作成し、管轄運輸局等へ提出してください。
手数料 : なし
添付書類・部数 : (添付書類) 内航海運業法施行規則第 8 条
* 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。
(部数) 各管轄運輸局等へ提出する場合 : 1 通
各海運支局を經由する場合 : 2 通
- 申請書様式 : 提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせください。
記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局運航部輸送課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 3 (直通)
東北運輸局運航部輸送課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 5 8 (直通)
新潟運輸局運航部輸送課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 5 (直通)
関東運輸局運航部輸送課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 1 4 (直通)
中部運輸局運航部輸送課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 3 (直通)
近畿運輸局運航部輸送課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 1 6 (直通)
神戸海運監理部運航部輸送課	0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 3 (直通)
中国運輸局運航部輸送課	0 8 2 - 2 2 8 - 3 6 7 9 (直通)
四国運輸局運航部輸送課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 7 8 (直通)
九州運輸局運航部輸送課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 3 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (直通)

- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
相談窓口 : 各地方運輸局運航部輸送課等及び国土交通省海事局国内貨物課 (0 3 - 5 2 5 3 - 8 6 2 7 (直通))

3. 手続情報

- 審査基準 : 内航海運業法第 14 条第 3 項、同法第 6 条第 1 項
標準処理期間 : 2 ヶ月
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)